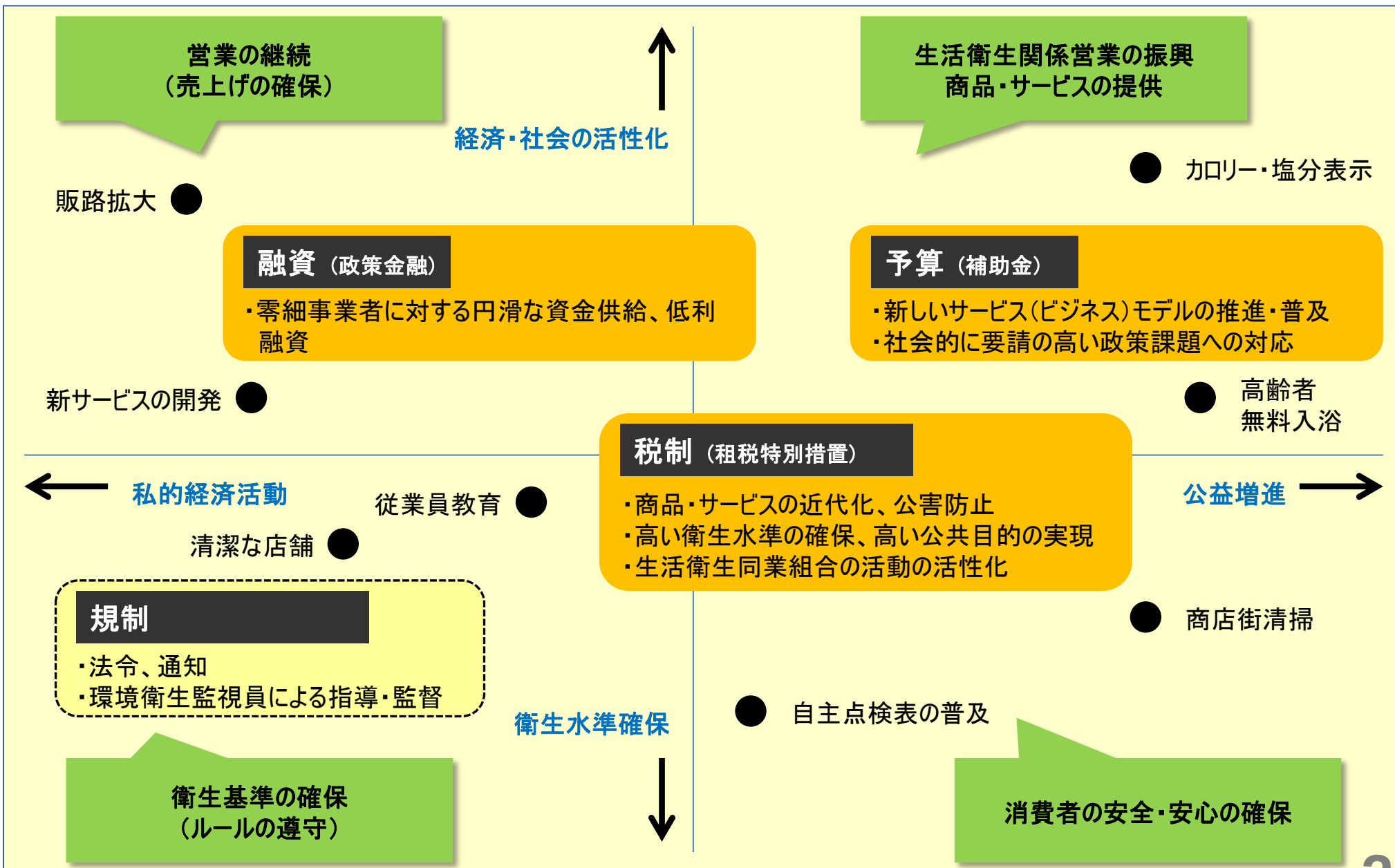
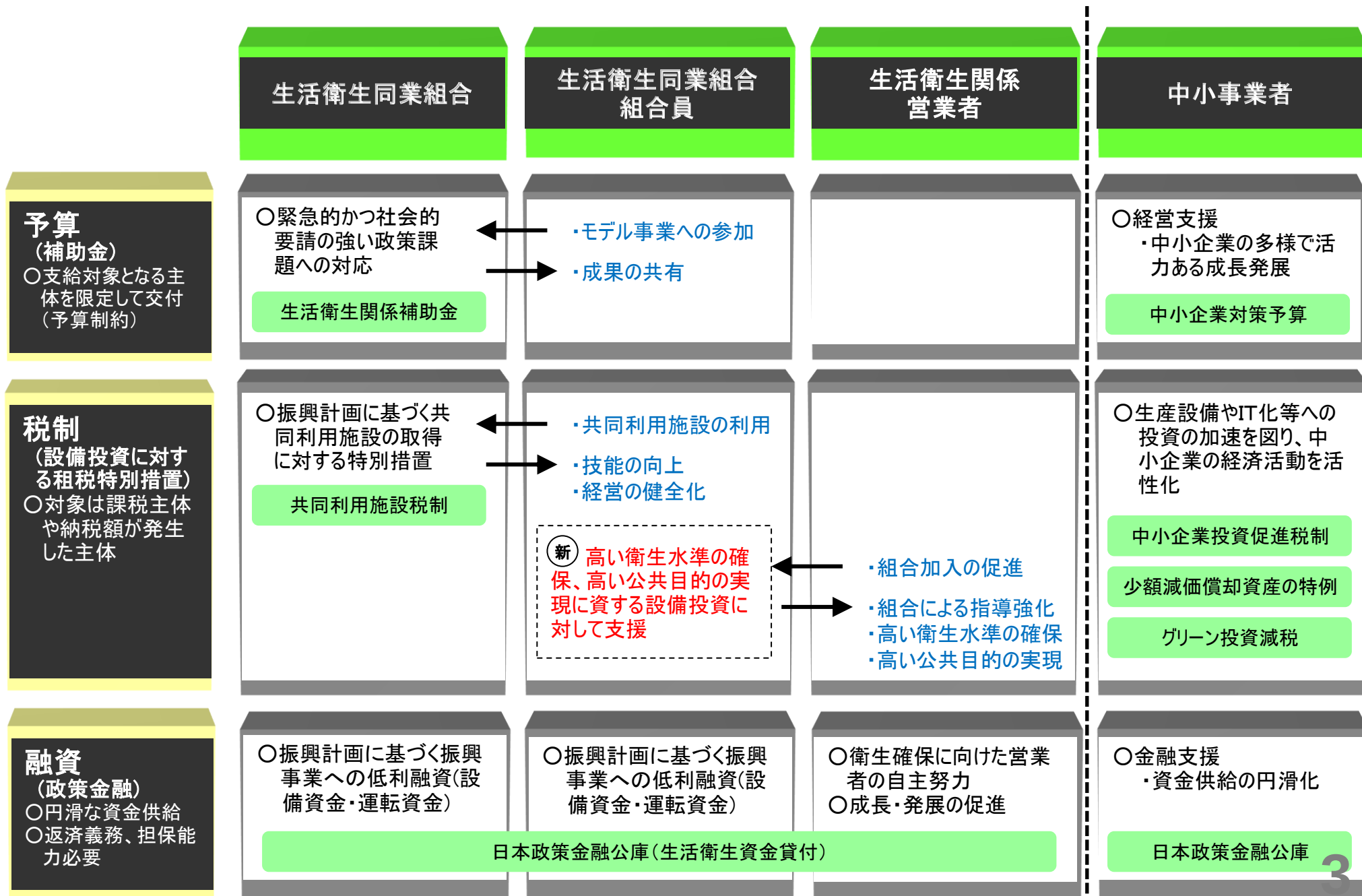


共同利用施設税制を考える際の 検討フレーム

生活衛生関係営業者に対する主な政策支援策について① (イメージ図)



生活衛生関係営業者に対する主な政策支援策について②



共同利用施設及び新しい税制措置の主な対象設備（案）

共同利用施設

- ✓ 生活衛生関係営業の振興に関する第3次報告書において「重点的な活用方策」を提示

（1）少子高齢化への対応

- ・ 共同の買い物バス、移動販売バス

（2）環境・エコ等の高まりへの対応

- ・ 共同購入資材配送車両

（3）震災復興・節電への対応

- ・ 被災地における共同営業施設
- ・ 節電に資する共同蓄電設備

（4）安全・安心への対応

- ・ 建て替えによる耐震化

※「重点的な活用方策」については、今後、必要に応じ見直しを行う

新しい税制措置(案)

- ✓ 高い衛生水準の確保及び高い公共目的の実現に資する設備投資に対して重点支援

（1）高い衛生水準の確保

＜想定例＞

- ・ 全自動手指洗浄消毒器
- ・ 衛生管理に資する冷凍・冷蔵設備
- ・ 蒸気噴霧掃除機、換気設備、滅菌機
- ・ 標準営業約款(Sマーク)の登録に伴い必要となる設備 等

（2）高い公共目的の実現

＜想定例＞

- ・ AED(自動体外式除細動器)
- ・ 受動喫煙防止設備
- ・ バリアフリー設備
- ・ 防災設備、防犯・警報設備、蓄電設備
- ・ 買い物弱者対策又はコミュニティ機能の維持・増進に資する設備 等

※対象設備については、今後、必要に応じ見直しを行う

共同利用施設税制の改革案

項 目	共同利用施設に係る特別償却制度		
	共同利用施設	⑨ 衛生水準維持向上設備等	
		高い衛生水準の確保に資する設備	高い公共目的の実現に資する設備
特例措置	特別償却(6%)	特別償却(30%)又は税額控除(7%)又は即時償却	特別償却(30%)又は税額控除(7%)又は即時償却
対象業種	生活衛生関係営業	生活衛生関係営業	生活衛生関係営業
対象事業者	青色申告書を提出する生活衛生同業組合(出資組合に限る)又は生活衛生同業小組合	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員
対象設備	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。)	<具体例> ・全自動手指洗浄消毒器 ・衛生管理に資する冷凍・冷蔵設備 ・蒸気噴霧掃除機 ・換気設備 ・滅菌機 ・消毒設備 ・タオル蒸器 ・循環ろ過機 ・空気調和設備 ・標準営業約款(Sマーク)の登録に伴い必要となる設備等	<具体例> ・AED(自動体外式除細動器) ・受動喫煙防止設備 ・バリアフリー設備 ・防災設備 ・防犯・警報設備 ・蓄電設備 ・買い物弱者対策に資する設備 ・コミュニティ機能の維持・増進に資する設備 等